

天理市LED防犯灯新規設置の申請に関する募集要領

1 趣旨

令和7年度において、犯罪を未然に防ぐ環境づくり及び交通事故の発生の抑制を目的として、自治会からの申請に基づき、市が新規にLED防犯灯を設置します。設置については、市が定める「要綱」に基づき、設置場所、設置間隔、照度等、設置に関する基準に照らし、厳格に審査を行います。

2 申請対象者

自治会

3 設置基準

- 自治会の区域内の一般の交通の用に供する道路を照らし、設置場所を中心として半径100メートル以内に民家、事業所、公共施設等が所在し、かつ、不特定多数の人が往来する場所であること。
- 市街化区域については設置場所を中心として半径25メートル以内に視認できる屋外照明がない場所、市街化調整区域については設置場所を中心として半径35メートル以内に視認できる屋外照明がない場所であること。ただし、周囲の建物、道路の形状等により設置場所において4メートル先の人の挙動、姿勢等を識別できる照度（鉛直面照度0.5ルクス）が確保できていない場所であると認められる場合は、この限りでない。
- 防犯灯を設置する柱は、関電柱又はN T T柱とする。ただし、共架が認められない等やむを得ないと市長が認める場合は、鋼管柱とすることができる。
- 高さは、地上から4.5メートル以上であること。ただし、防犯灯の機能が損なわれる等やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。
- 防犯灯を設置しようとする場所の所有者、管理者等の許可又は

承諾を得ていること。

- 農地に隣接して防犯灯を設置する場合は、あらかじめ農地所有者又は管理者と協議を行い、設置の合意を得ていること。

4 負担区分

市は、防犯灯の灯具の設置を行います。自治会は、灯具の設置に係る電力会社等への負担金の納入をお願いします。

5 申請方法

天理市LED防犯灯新規設置等に関する要綱第4条に規定する「天理市LED防犯灯設置申請書（様式第1号）」に必要書類を添付して、天理市役所の窓口に直接持参して申請してください。

なお、申請書類を提出するにあたっては、設置基準をよく確認していただき、事前相談をお願いいたします。

6 申請の期間

令和7年5月15日（木）から令和6年6月30日（月）までの間
午前8時30分から午後5時15分まで

※ 申請書等の提出は、上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日に限る。

7 設置工事時期

申請年度内に設置します。

8 申請書類提出先

天理市川原城町605番地

天理市役所防災安全課地域安全係（窓口での提出に限る。）

0743-63-1001（内線270・272）